

# 2 - 1

## 次期森林整備保全事業計画の基本的な考え方及び骨格（案）

### I 基本的な考え方

- (1) 全国森林計画の森林の整備及び保全の目標達成に向け、森林整備保全事業の計画的かつ着実な推進に資することとし、最近の森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、国民にとって森林の整備・保全の重要性や森林整備保全事業の取り組みを分かりやすく理解できる計画とする。
- (2) 現行計画との整合性及び連続性を確保する観点から、事業の目標について、「実施の目標」、「目指す主な成果」を事業横断的に計画するとともに、森林整備事業と治山事業との適切な役割分担を踏まえ、事業別に重点的に取り組む事項と主な事業量について計画する。

### II 基本的な骨格

#### 第1 森林整備保全事業の基本的な方針

森林が私達の社会に果たしている役割やその整備保全の重要性、森林整備保全事業の目的等を記述する。

#### 第2 事業の目標及び事業量

##### 1 事業の目標

森林の重視する機能（「水土保持」「森林と人との共生」「資源の循環利用」）等を踏まえ、「安心」「共生」「循環」「活力」の4つ目標を事業横断的に立て、それぞれの目標ごとに事業の成果をわかりやすく定量的に示す指標を設定する。

##### 2 事業分野別の取組及び事業量

森林整備事業、治山事業それぞれについて、両事業の趣旨に応じた重点的に取り組む内容及び主要な事業量を明らかにする。

#### 第3 事業実施にあたっての留意事項

近年の公共事業をめぐる情勢を踏まえ、事業の実施にあたって留意すべき点（例えば「施策連携」「事業評価」「コスト縮減」等）を記述する。

## 次期森林整備保全事業計画の基本的な骨格（イメージ）

### 第1 森林整備保全事業の基本的な方針

国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止など、森林が私達の社会に果たしている役割や、森林の整備保全の重要性について記述。

### 第2 事業の目標及び事業量

#### 1 事業の目標

事業横断的に国民にわかりやすい目標（「安心」「共生」「循環」「活力」）を立て、それぞれの目標についてその達成状況を示す成果指標を設定。

なお、森林吸収源対策については、成果指標とは別に 京都議定書目標達成計画に基づく取組内容を記述。

安心	共生	循環	活力
<p>&lt;事業の目標&gt;</p> <p>森林の水土保全機能の高度発揮により、国民が安心して暮らせる社会を実現する。</p>	<p>&lt;事業の目標&gt;</p> <p>国民に広く開かれた森林の整備等により、森林と人とが共生する社会の実現を図る。</p>	<p>&lt;事業の目標&gt;</p> <p>森林資源の循環利用による循環を基調とする社会の形成に寄与する。</p>	<p>&lt;事業の目標&gt;</p> <p>森林資源の活用、都市との共生・対流等により活力ある地域社会の形成に寄与する。</p>
<p>&lt;成果指標(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国土を守り、水を育む豊かな森林の整備・保全</li><li>・山崩れの復旧と予防</li></ul>	<p>&lt;成果指標(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・森林の多様性の維持増進</li><li>・身近な生活環境の保全</li><li>・花粉発生源対策の推進</li><li>・森林環境教育の推進</li></ul>	<p>&lt;成果指標(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・森林資源の循環利用の促進</li></ul>	<p>&lt;成果指標(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・森林資源を活用した地域づくりの推進</li><li>・山村地域における居住環境の向上</li></ul>

目標の達成に向けた事業の効率的実施

#### 2 事業分野別の取組及び事業量

治山事業

森林整備事業

重点的に取り組む内容及び主要な事業量（箇所数、面積等）を明らかにする。

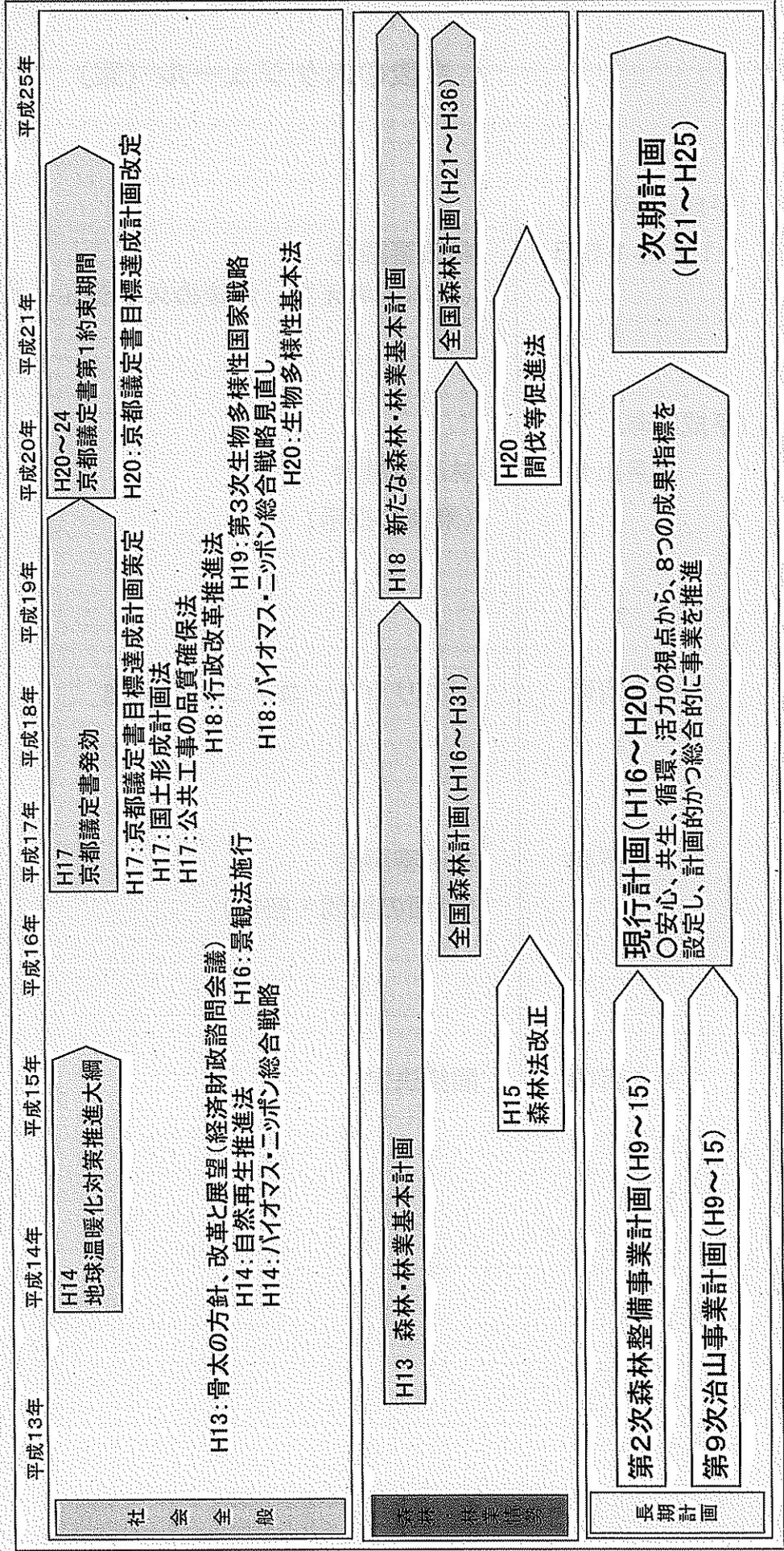
### 第3 事業実施にあたっての留意事項

- ・ 施策連携の強化等
- ・ 森林資源及び既存施設の有効活用
- ・ 地域の特性に応じた整備
- ・ 多様な主体の参加の促進
- ・ 事業評価の厳正な運用と透明性の確保
- ・ 工期管理とコストの縮減
- ・ 入札契約の透明性、競争性の拡大
- ・ 低炭素社会づくりへの対応

(参考)

### 森林整備保全事業計画の変遷

- 現行計画は(計画期間:H16～20)、森林整備事業と治山事業について両事業の総合的かつ効果的な推進を図るため、森林法に基づく森林整備事業計画を拡充し、治山事業計画を統合。
- 計画策定の重点を、従来の投資規模から達成される成果(アウトカム目標)に見直し。
- 現行計画の計画期間は平成20年度までであることから、平成21年度を始期とする森林整備保全事業計画の策定が必要。



## 今後のスケジュール（案）

（平成20年）

12月15日

林政審議会

（基本的考え方、今後のスケジュール等）

（平成21年）

2月上旬

林政審議会

（素案の提示）

2～3月頃

パブリック・コメントの実施

3月下旬

林政審議会

（計画の諮問・答申）

4月頃

閣議決定